商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い

（目的）

第１条　この規則は、商品取引債務引受業に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき当社が定める事項及び業務方法書の運用にあたり必要な事項について規定する。

（商品取引清算資格の取得申請）

第２条　業務方法書第６条第１項に規定する商品取引清算資格の取得申請は、商品取引清算資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の商品取引清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。

(1)　取得しようとする商品取引清算資格の種類、自社清算資格又は他社清算資格の別

(2)　商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）

(3)　本店又は主たる事務所の所在地

(4)　代表者名

(5)　商品取引清算資格の取得申請理由

２　前項の商品取引清算資格取得申請書には、当社が必要と認める書類を添付しなければならない。

（親会社等保証に関する書面）

第３条　業務方法書第６条第２項及び同第12条に規定する当社が定める様式は、別紙様式１の様式とする。

（商品取引清算資格の取得手続）

第４条　業務方法書第８条第１項に規定する商品取引清算資格の取得手続は、清算資格取得手数料の納入その他当社が必要と認める手続とする。

２　前項に規定する清算資格取得手数料は、取得する商品取引清算資格の種類ごとに100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。ただし、業務方法書及び証券取引等清算業務に関して定める業務方法書に規定する複数の種類の清算資格を同時に取得する場合にあっては、その数にかかわらず100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

（届出事項）

第５条　業務方法書第14条、同第15条、同第19条、同第44条及び同第45条

に規定する当社への届出は、当社が指定するときまでに、所定の様式に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(審問に関する手続)

第 6 条　業務方法書第 16 条第 2 項の審問の手続は、次の各号に定めるところによる。

(1)　当社は、あらかじめ審問の事項及び期日をその対象とする清算参加者に対して通知するものとする。

(2)　当該清算参加者は、審問の際に陳述を行うことができるものとし、当社は審問の事項、陳述内容その他の事項について記録を作成するものとする。

(報告事項)

第7条　業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき

(2)　商品先物取引業者にあっては商品先物取引業を、商品先物取引業者以外の者にあっては商品先物取引に関連する業務を休止し、又は再開したとき

(3)　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)を行ったとき若しくは清算開始となったとき又はこれらの事実(外国の法令上これらに相当する事実を含む。)を知ったとき

(4)　支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき

(5)　商品先物取引業者の許可(許可の更新を含む)を受けられないこととなったとき、又は許可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき

(6)　総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。

(7)　大株主上位 10 名(自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に 10 名の株主をいう。)に関し変更があったとき

(8)　役員が他の会社その他の法人の役員に就任又は退任したとき

(9)　商品先物取引業者のうち法第 211 条第 1 項の規定により純資産額規制比

率を適用される商品先物取引業者にあっては、純資産額規制比率が 140 パーセントを下回ったとき(他社清算参加者である場合は、純資産額規制比率が 200 パーセントを下回ったとき)その他の法又は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に定める財務に関する基準に抵触し、監督官庁に届け出たとき

(10) 法、金融商品取引法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき

(11) 前号に規定する処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(12) 商品取引所(法第 2 条第 4 項の商品取引所をいう。以下同じ。)、金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所(以下「金融商品取引所」という。)若しくは金融商品取引清算機関(以下「金融商品取引清算機関」という。)、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づき指定された卸電力取引所(以下「卸電力取引所」という。)又はこれらに相当する外国の取引所等から処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき

(13) 清算参加者の役員が法第 15 条第 2 項第 1 号イからルまでのいずれかに該当したとき

(14) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が 3 億円未満のものを除く。)を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停(調停を求める事項の価額が 3 億円未満のものを除く。)を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(15) 当該清算参加者を指定清算参加者として指定している非清算参加者が決済を履行しない場合又はそのおそれのある状態となったとき

(16) 資本金の額若しくは出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が 3 億円を下回ることとなったとき又は純資産額が 10 億円(他社清算参加者である場合は 200 億円)を下回ることとなったとき

(17) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分その他の保全処分をうけたとき

(18) 犯罪嫌疑のため起訴されたとき(役員を含む。)

(19) 当社が定める関係会社に関する報告書を作成したとき

(20) 事業報告書を作成したとき(会計監査人設置会社にあっては、事業報告書に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書が添付されたもの。)

(21) 当社が定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき

(22)　商品先物取引業者にあっては、月次報告書(商品先物取引法施行規則(平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「省令」という。)に様式第 12 号として規定する書類をいう。)を作成したとき

(23)　非清算参加者との間で商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる旨の条件を定めたとき又は変更したとき

(24)　事業年度の末日の変更があったとき

(25)　指定市場開設者に建玉の移管に関する届出を行ったとき

2　前項第19号に定める関係会社に関する報告書は、清算参加者が金融商品取引業者の場合は、金融商品取引法第46条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書、登録金融機関の場合は、同法第48条の2第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書、外国法人である金融商品取引業者の場合は、同法第49条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を提出するものとする。

3　第1項第20号に定める事業報告書は、以下のとおりとする。

(1)清算参加者が商品先物取引業者の場合は、省令第 116 条に基づき作成する書類

(2)清算参加者が商品先物取引業者以外の場合は、省令第 116 条に基づき作成する書類又は次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

a　金融商品取引法第 24 条に規定する有価証券報告書を作成している者
　同報告書

b　金融商品取引法第 46 条の 3 に基づき事業報告書を作成している者(前 a に掲げる者を除く。)
　同報告書

c　銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 19 条に基づき業務報告書を作成している者(a 又は前 b に掲げる者を除く。)
　同報告書

d　会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 435 条第 2 項に基づき計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成している者(a、b 又は前 c に掲げる者を除く。)
　各事業年度に係る計算書類等

e　a から前 d までに掲げる者以外の者
　各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、その他当社が必要と認める書類

4　第 1 項第 22 号に定める月次報告書は、証券取引等清算業務に関して定める業務方法書の取扱い第 8 条第 1 項第 15 号に規定する金融商品取引法第 56 条の 2 に基づくモニタリング調査表を提出している場合は提出不要とする。

5　親会社等保証を受けている清算参加者にあっては、業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、第1項各号(同項第16号を除く。)に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)　親会社等(当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本条において同じ。)が第 1 項第 3 号、第 4 号、第 14 号、第 16 号、第 19 号又は第 20 号のいずれかに該当することとなったとき。この場合において、第 16 号中「純資産額が 10 億円(他社清算参加者である場合は 200 億円)を下回ることとなったとき」とあるのは「純資産額が 200 億円を下回ることとなったとき」と読み替えるものとする。

(2)　親会社等がすべての事業を休止し、又は再開したとき。

(過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査に対する報告方法)

第8条　業務方法書第22条第1項及び第3項に規定する報告は、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(商品取引清算資格の喪失申請)

第 9 条　業務方法書第 23 条に規定する商品取引清算資格の喪失申請は、商品取引清算資格の喪失申請者が次の各号に掲げる事項を記載した所定の商品取引清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。

(1)　喪失しようとする商品取引清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別

(2)　商号又は名称(英文の商号又は名称を含む。)

(3)　本店又は主たる事務所の所在地

(4)　代表者名

(5)　商品取引清算資格の喪失申請理由

2　前項の商品取引清算資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　商品取引清算資格の喪失に係る日程表

(2)　その他当社が必要と認める書類

(措置の対象とする取引証拠金)

第 10 条　業務方法書第 32 条第 1 項に規定する当社が定める取引証拠金は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 12 条の 2 第 1 項（同条第 3 項によるもののうち業務方法書第 53 条第 2 号及び第 54 条第 2 号に規

定する区分口座に係るものを除く。）及び商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 22 条第 2 号に掲げる取引証拠金とする。

2　業務方法書第 32 条第 2 項に規定する当社が定める取引証拠金は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 12 条の 2 第 1 項（同条第 3 項によるもののうち業務方法書第 53 条第 2 号及び第 54 条第 2 号に規定する区分口座に係るものを除く。）並びに商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 22 条第 2 号、第 5 号及び第 9 号に掲げる取引証拠金とする。

（緊急停止を行う時間）

第11条　業務方法書第33条に定める当社が定める時間は、午後1時からその翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前9時までの間とする。

（連続する祝日取引実施日における指標の算出方法等）

第 11 条の 2　業務方法書第 33 条の 2 第 1 項に定める当社が定める指標は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 30 条第 2 項に規定する通常市場環境下リスク相当額通算額を、清算参加者の自己分の取引証拠金預託額及び清算基金預託額の合計額で除して算出する。

2　業務方法書第 33 条の 2 第 1 項第 1 号に定める当社が定める判定時刻は 16 時、同項第 2 号に定める当社が期限として定める時刻は 11 時とする。

3　業務方法書第 33 条の 2 第 2 項に定める当社が別に定める値は 1 とする。

4　業務方法書第 33 条の 2 第 3 項に定める当社が定める金額は、業務方法書第 81 条第 4 項に規定する第三者による損失補償により受領する金銭のうち祝日取引実施日における決済不履行の損失の補填を目的としたものとする。

（清算受託契約）

第 12 条　業務方法書第 44 条に規定する清算受託契約は、次の各号に掲げる他社清算参加者の商品取引清算資格の種類に従い、当該各号に定める別紙様式によるものとする。

(1)　エネルギー先物等清算資格
　別紙様式 2

(2)　堂島農産物先物等清算資格
　別紙様式 3

(3)　堂島砂糖先物等清算資格
　別紙様式 4

(4)　堂島貴金属先物等清算資格
　別紙様式 5

(アロケーション申告等)

第13条　清算参加者は、業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座(同第53条第1号に規定する区分口座を除く。)の一において管理する先物取引に係る未決済約定を当該区分口座のうちの他の区分口座へ移動する場合において、当該移動を行うための申告(以下「アロケーション申告」という。)を当社に行ったうえで、当該移動又は先物取引に係る建玉の移管を行うものとする。

2　前項の場合において、アロケーション申告は、当該未決済約定に係る先物取引が成立した取引日の終了する日の午後6時までに行うものとする。

3　前項の規定にかかわらず、アロケーション申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、アロケーション申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、清算参加者は、当社がその都度定める時限までにアロケーション申告を行うものとする。この場合において、当社は、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。

(先物取引に係るクローズアウト数量等申告の申告時限)

第14条　業務方法書第55条に規定する申告(以下「クローズアウト数量等申告」という。)は、決済を行う取引日が終了する日において午後7時(現物先物取引の当月限について、納会日においては午後5時)までに行うものとする。

2　前項に規定する時限は、クローズアウト数量等申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合において、当社は、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。

(帳入値段)

第15条　業務方法書第57条に規定する当社が定める帳入値段は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　業務方法書第3条第1号及び第2号に掲げる市場

a　現物先物取引(次のbに掲げるものを除く。)

各計算区域の現物先物取引の約定値段(ストラテジー取引(指定市場開設者が定めるストラテジー取引をいう。以下同じ。)による約定値段を除く。以下この号において同じ。)のうち指定市場開設者が定める夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(取引開始日における限月取引にあっては、納会日が最も近い限月取引の帳入値段)とする。

b　現物先物取引(納会日における当月限の取引に限る。)

納会日の日中立会における現物先物取引の加重平均値段(約定値段に約定数量(ストラテジー取引によるものを除く。以下この号において同じ。)を乗じて得た値を総約定数量で除する方法により加重平均して得た値段をいう。)とする。ただし、当該立会において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段とする。

c　現金決済先物取引

指定市場開設者が定める個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段(ストラテジー取引によるものを除く。)とし、当該計算区域において約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(各限月取引の開始日にあっては、当該限月取引に取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段)とする。

(2)　業務方法書第3条第3号及び第4号に掲げる市場

a　1の計算区域の午後1時から午後3時までの間(納会日における当月限にあっては、午前9時から午後3時までの間)における加重平均値段(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段)とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段)とする。

b　前aの規定による帳入値段が適当でないと当社が認める場合には、次の(a)及び(b)に定めるところにより算出した値段とする。

(a)　立会終了時において直前計算区域における帳入値段より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

(b)　立会終了時において直前計算区域における帳入値段より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定した買注文の値段

(3)　業務方法書第3条第5号に掲げる市場

指定市場開設者が定める理論現物価格とする。

(金銭の受払い)

第16条　業務方法書第62条に規定する金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1)　金銭を支払う清算参加者は、当社が指定する銀行及び日本銀行のうちから清算参加者が選定した銀行(以下「決済銀行」という。)に口座を設け、当該口座から当該決済銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。

(2)　金銭を受領する清算参加者は、決済銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。

2　業務方法書第62条第3項に規定する当社が定める場合とは、清算参加者が当社に対して、同第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとに申請を行い、当社が当該申請を承認した場合をいう。

3　業務方法書第62条第3項に規定する当社が定める金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1)　金銭を支払う清算参加者は、前項の規定により当社が承認した区分口座に預託されている金銭(円貨に限る。)によって、当社に対して支払うものとする。

(2)　金銭を受領する清算参加者は、前項の規定により当社が承認した区分口座において金銭(円貨に限る。)を受領するものとする。この場合において、当該清算参加者が受領した金銭は、当該区分口座に預託されたものとみなす。

(建玉の移管の申請時限等)

第17条　業務方法書第66条第2項及び第5項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の午後2時までとする。

2　前項に規定する時限は、業務方法書第66条第2項及び第5項に規定する当社への申請を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申請を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める

時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。

（当社が指定する通貨）

第 18 条　業務方法書第 68 条第 4 項に規定する当社が指定する通貨は、円貨及びアメリカ合衆国通貨とする。

2　業務方法書第 68 条第 4 項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、100 分の 95 とする。

（充用有価証券）

第 19 条　業務方法書第 68 条第 5 項から第 7 項までに定める充用有価証券に関する事項は、別表第 1 に定める。

（決済使用の終了）

第 20 条　業務方法書第 75 条第 3 項に規定する当社が定める金額は、当社が決済使用に係る清算基金の額の金銭を調達するために通常要する費用相当額を、決済使用開始日清算参加者それぞれの決済使用開始日の前日における清算基金現金所要額に応じて按分した金額とする。

（違約受渡玉に係る決済の結了のための処理及び破綻処理オークション）

第 21 条　業務方法書第 76 条第 9 項の規定に基づき違約受渡玉を対象とした破綻処理オークションを実施するときは、当社は、次の各号に定める方法により、違約受渡玉との間で現物先物取引に係る受渡決済を行う清算参加者（以下「被違約受渡玉参加者」という。）及び当該清算参加者の建玉（以下「被違約受渡玉」という。）を決定する。

(1)　不履行参加者の支払不能等の認定の時点において、違約受渡玉に係る現物先物取引に係る受渡決済を行う相手方となる清算参加者が決定していない場合

違約受渡玉（両建数量（売建玉に係る受渡玉の数量と買建玉に係る受渡玉の数量が対当している数量をいう。以下同じ。）を除く。）を、その反対受渡玉を有する清算参加者の反対受渡玉の数量（両建数量を含む。）に応じて按分して割り当て、当該割当てを受けた清算参加者を被違約受渡玉参加者とし、当該割り当てられた数量に相当する当該被違約受渡玉参加者の反対受渡玉を被違約受渡玉とする。ただし、当該割り当てられた数量について、受渡単位に満たない端数が生じたときは、当該端数を四捨五入して算出した数量（当該端数を四捨五入した数量による被違約受渡玉の総数に過不

足が生じたときは、当社が被違約受渡玉の数量が違約受渡玉の数量と同一になるよう被違約受渡玉の数量を当社の抽選により調整した数量)とする。

(2)　不履行参加者の支払不能等の認定の時点において、違約受渡玉に係る現物先物取引に係る受渡決済を行う相手方となる清算参加者が既に決定していた場合

既に決定していた相手方となる清算参加者を被違約受渡玉参加者とし、既に受渡が決定していた当該被違約受渡玉参加者の反対受渡玉を被違約受渡玉とする。

2　前項の違約受渡玉の破綻処理オークションは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1)　対象とする違約受渡玉の数量は、違約受渡玉のうち両建数量を除いた数量とする。

(2)　入札に係る数量の単位は、違約受渡玉に係る銘柄について指定市場開設者が定める取引単位に準じた単位とする。

(3)　入札に係る数量の売付申込値段の単位は、違約受渡玉に係る銘柄の受渡単位に準じた単位とする。

(4)　清算参加者が破綻処理オークションに入札できる値段の制限については、違約受渡玉に係る受渡値段から入札可能値幅(受渡値段に 100 分の 10 を乗じて算出した数値とする。以下同じ。)を減じて得た値段を下限とし、受渡値段に入札可能値幅を加えて得た値段を上限とする。ただし、当社は、必要があると認めるときは、入札できる値段の範囲を臨時に変更することができる。

(5)　前各号に定めるもののほか、違約受渡玉に係る破綻処理オークションの実施について必要な事項は、当社がその都度定める。

3　当社は、前項の規定に定めるところにより、破綻処理オークションの対象から除かれた違約受渡玉の両建数量については、当該違約受渡玉に係る受渡値段をもって転売又は買戻ししたものとして、当社が指定する日にその決済が結了したものとみなす。

4　違約受渡玉の破綻処理オークションにおいて、当該違約受渡玉を清算参加者が落札し当該破綻処理オークションが成立した場合、当社は、当該落札した清算参加者の違約受渡玉と第 1 項に定める被違約受渡玉参加者の被違約受渡玉の間で業務方法書に定めるところにより現物先物取引に係る受渡決済を行わせる。

5　違約受渡玉の破綻処理オークションにおいて、違約受渡玉が落札されず破綻処理オークションが不成立となった場合、当社は、当該違約受渡玉と第 1 項に定める被違約受渡玉参加者の被違約受渡玉が、受渡値段をもって転売又

は買戻しされたものとして、当社が指定する日にその決済が結了したものとみなす。

6　前項による決済の結了の処理が行われた場合、被違約受渡玉参加者は、当該決済の結了の処理が行われず、被違約受渡玉の現物先物取引に係る受渡決済が行われていた場合に本来得ることのできた便益を回復するために要した金銭(以下「再構築コスト」という。)を、当社に対して請求することができる。

7　前項の規定に定めるところにより、被違約受渡玉参加者が再構築コストを当社に請求する場合には、当該被違約受渡玉参加者は、再構築コストを証明するための書面を当社に提出しなければならない。

8　当社は、前項の規定に定めるところにより被違約受渡玉参加者が提出した書面が正当であると認める場合に限り、再構築コストを当該被違約受渡玉参加者に支払う。

9　前項の規定により当社が支払う再構築コストは、被違約受渡玉に係る受渡代金の 10 パーセントに相当する金額を上限とする。ただし、当社は、当社が特に必要と認めた場合に限り当該上限を加算できる。

10　第 6 項から前項までに定めるもののほか、再構築コストの請求及び支払いについて必要な事項は、当社がその都度定める。

(決済不履行の場合における措置の詳細)

第 22 条　業務方法書第 78 条第 1 項の規定に基づき協議を行うときは、清算参加者は、当該清算参加者の清算参加者代表者又はこれに代わる当該清算参加者を代表若しくは代理する者をして、当社との間における同条第 1 項の協議及び同条第 2 項の合意を行わせるものとする。

2　業務方法書第 78 条第 1 項に定める協議は、破綻処理オークションの入札結果が判明してから 24 時間の間に行う。ただし、当社が必要と認める場合には、当該期間を延長することができる。

3　業務方法書第 79 条第 1 項に定める期限前終了は、破綻処理オークションの結果、当社が必要と認める不履行約定に係る建玉(以下「期限前終了対象建玉」という。)及び同第 78 条第 1 項に定める協議に付された損失の処理等に賛成する破綻処理単位期間における不履行清算参加者以外の清算参加者(以下「破綻処理単位期間清算参加者」という。)の区分口座ごとに当社が次の各号に定める順序に従って割り当てる破綻処理単位期間清算参加者の清算約定に係る建玉(以下「期限前終了割当建玉」という。)について行う。

(1)　破綻処理単位期間清算参加者の区分口座ごとに、期限前終了対象建玉のある銘柄ごとの買建玉と売建玉をネットした建玉が、なお期限前終了対

象建玉の反対の建玉となっている数量(以下「銘柄ごとネット数量」という。)を算出する。

(2)　期限前終了対象建玉の数量を、破綻処理単位期間清算参加者が保持する全ての区分口座について銘柄ごとネット数量を合計した数量に応じて按分し、破綻処理単位期間清算参加者ごとの割当数量とする。

(3)　前号による破綻処理単位期間清算参加者ごとの割当数量を、当該破綻処理単位期間清算参加者の区分口座ごとの銘柄ごとネット数量に応じて按分して割り当て、当該割当てに係る数量の建玉を期限前終了割当建玉とする。

(取引証拠金又は清算基金による損失の補填方法)

第 23 条　業務方法書第 81 条第 1 項の規定に基づき、商品取引清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第 1 号に定める取引証拠金をもって補填する場合には、当該取引証拠金を、各商品取引清算資格の種類ごとの取引証拠金所要額(当該不履行が発生した日(以下「不履行発生日」という。)の前日における当該不履行清算参加者(業務方法書第 76 条第 1 項に規定する「不履行清算参加者」をいう。以下同じ。)の各商品取引清算資格の種類ごとの自己の計算による建玉に基づき商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則に定めるところに準じて算出した取引証拠金所要額をいう。)に応じて按分して、これを行うものとする。

2　前項の規定は、業務方法書第 81 条第 1 項第 2 号に定める取引証拠金をもって補填する場合について準用する。この場合において、「自己の計算による建玉」とあるのは「建玉(自己の計算によるものを除く。)」と読み替えるものとする。

3　業務方法書第 81 条第 1 項の規定に基づき、商品取引清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第 3 号に定める清算基金をもって補填する。

4　前 3 項の規定により損失を補填した後に自己分の取引証拠金等に余剰額が生じた場合、不履行清算参加者が合併した場合その他当社が必要があると認めた場合には、当社がその都度定めるところにより自己分の取引証拠金等を按分して、当社が受けた損失を補填するものとする。

(決済不履行による損失の補填に係る充用有価証券等の処分方法)

第 24 条　業務方法書第 81 条第 1 項に規定する充用有価証券等の処分は、不履行清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認める場合に、当社が適当と認める方法、時期、価格等により処分することにより行う。

（商品先物等決済保証準備金の積立て等）

第 25 条　当社は、商品先物等決済保証準備金として 23 億 7 千万円を積み立てる。

2　この業務方法書及び当社が行う証券取引等清算業務に関して定める業務方法書等の定めるところにより商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を商品先物等決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、23 億 7 千万円を上限とする。

3　前項の規定にかかわらず、当社は、業務方法書第 77 条第 1 項又は証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第 76 条の 2 第 1 項に規定する破綻処理単位期間が設定され、当該破綻処理単位期間において発生した破綻のために商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合においては、当該破綻処理単位期間が終了した都度、前項に定める商品先物等決済保証準備金の積み立てを行う。

（清算基金による損失の補填方法）

第 26 条　業務方法書第 81 条第 1 項及び第 2 項に規定する補填は、次の各号に掲げる損失の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)　エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失（業務方法書第 81 条第 1 項に規定する補填し得ない損失のうち、エネルギー先物等清算資格に係るものをいう。以下同じ。）

a　エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失がエネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額総額（破綻処理単位期間清算参加者の破綻処理単位期間の開始日の前日におけるエネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額の合計額をいう。以下同じ。）を超えるとき

エネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額総額の全額をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

b　前 a 以外のとき

エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の額を、破綻処理単位期間清算参加者それぞれの破綻処理単位期間の開始日の前日におけるエネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「清算参加者負担限度額」という。）に応じて按分した額（当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額）をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。ただし、当社がエネルギー先物等清算資格に係る破綻処理オークション（業務方法書第 76 条第 8 項に規定する破綻処理オークションをいう。以下同じ。）を実施し

た場合におけるエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填は、次の(a)及び(b)に掲げるエネルギー先物等清算資格に係る清算基金の順序に従い、当該(a)及び(b)に定めるところによるものとする。

(a)　落札参加者(業務方法書第82条第2項に規定する落札参加者をいう。以下同じ。)を除く破綻処理単位期間清算参加者が当社に預託しているエネルギー先物等清算資格に係る清算基金

エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の額を、落札参加者を除く破綻処理単位期間清算参加者それぞれの清算参加者負担限度額に応じて按分した額(当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額)をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

(b)　落札参加者が当社に預託しているエネルギー先物等清算資格に係る清算基金

エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の額から前(a)に定める額の合計額を控除した残額を、落札参加者それぞれの清算参加者負担限度額に応じて按分した額(当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額)をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

(2)　堂島農産物先物等清算資格に係る未補填損失(業務方法書第82条第1項に規定する補填し得ない損失のうち、堂島農産物先物等清算資格に係るものをいう。)

前号の規定を準用する。この場合において、同号中「エネルギー先物等清算資格」とあるのは「堂島農産物先物等清算資格」と読み替えるものとする。

(3)　堂島砂糖先物等清算資格に係る未補填損失(業務方法書第82条第1項に規定する補填し得ない損失のうち、堂島砂糖先物等清算資格に係るものをいう。)

第1号の規定を準用する。この場合において、同号中「エネルギー先物等清算資格」とあるのは「堂島砂糖先物等清算資格」と読み替えるものとする。

(4)　堂島貴金属先物等清算資格に係る未補填損失(業務方法書第82条第1項に規定する補填し得ない損失のうち、堂島貴金属先物等清算資格に係るものをいう。)

第1号の規定を準用する。この場合において、同号中「エネルギー先物等清算資格」とあるのは「堂島貴金属先物等清算資格」と読み替えるものとする。

(特別清算料の徴収による損失の補填)

第 27 条　業務方法書第 83 条第 2 項の規定に基づき、同項の超過額を商品取引清算資格の種類ごとに破綻処理単位期間清算参加者に按分する場合には、当該超過額を商品取引清算資格の種類ごとの補填し得ない損失額に応じて按分し、さらに、当該按分した額を、破綻処理単位期間清算参加者それぞれの破綻処理単位期間の開始日の前日における当該商品取引清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分することによるものとする。

2　業務方法書第 83 条第 4 項の規定に基づき、同項の超過額を商品取引清算資格の種類ごとに破綻処理単位期間清算参加者に按分する場合には、当該超過額を商品取引清算資格の種類ごとの補填し得ない損失額に応じて按分し、さらに、当該按分した額を、破綻処理単位期間において発生した破綻のそれぞれについて同条第 5 項に規定する支払不能等を認定した日から当該支払不能等の認定に係る処理が完了した日までの期間(以下「処分期間」という。)における破綻処理単位期間清算参加者の全ての区分口座における先物取引に係る差金より当社が都度定める差金代金相当額の受け取るべき額の総額から支払うべき額の総額を控除した額(ただし、当該額が正の場合に限る。)に応じて按分することによるものとする。

3　清算参加者が合併した場合その他当社が必要があると認めた場合には、当社がその都度定める金額を前 2 項の当該商品取引清算資格に係る清算基金所要額とする。

(当社が委任する事務)

第 28 条　当社は、業務方法書第 90 条第 1 項の規定に基づき、指定市場開設者に対し、当該指定市場開設者が開設する商品市場における取引に係るクローズアウト数量等申告の受付等に係る事務をそれぞれ委任するものとする。

付　　則

1　この規則は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

2　清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、債務の引受けの取扱いその他必要な事項について、当社がその都度定める。

3　第4条に規定する清算資格取得手数料は、この改正規定施行の日にエネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格又は堂島砂糖先物等清算資格を取得する場合においては0円とする。

付　則(令和2年10月5日)

この改正規定は、令和2年10月5日から施行する。

付　則(令和3年1月12日)

この改正規定は、令和3年1月12日から施行する。

付　則(令和3年4月1日)

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

付　則(令和3年4月5日)

この改正規定は、令和3年4月5日から施行する。

付　則(令和3年7月5日)

この改正規定は、令和3年7月5日から施行する。

付　則(令和3年8月10日)

この改正規定は、株式会社大阪堂島商品取引所の商号変更に係る同社の定款変更の効力が発生する日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

付　則(令和3年10月11日)

この改正規定は、令和3年10月11日から施行する。

付　則(令和4年1月11日)

この改正規定は、令和4年1月11日から施行する。

付　則(令和4年4月4日)

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付　則(令和4年7月4日)

この改正規定は、令和4年7月4日から施行する。

付　則(令和4年9月21日)

この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。

付　則(令和4年10月11日)

この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。

付　則(令和4年12月12日)

この改正規定は、令和4年12月12日から施行する。

付　則(令和5年3月6日)

この改正規定は、令和5年3月6日から施行する。

付　則(令和5年3月27日)

1　この改正規定は、令和5年3月27日から施行する。

2　第4条に規定する清算資格取得手数料は、この改正規定施行の日以降当分の間、既に他の商品取引清算資格を有する清算参加者が堂島貴金属先物等清算資格を取得する場合においては0円とする。

付　則(令和5年6月12日)

この改正規定は、令和5年6月12日から施行する。

付　則(令和5年9月11日)

この改正規定は、令和5年9月11日から施行する

付　則(令和5年12月11日)

この改正規定は、令和5年12月11日から施行する

別紙様式１　親会社等保証に関する書面の様式

保　証　書

○○年○○月○○日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長　　殿

所　在　地

商号　又は　名称

代表者名　　印

○○○○○○(以下「当法人」といいます。)は、貴社の定めた商品取引債務引受業に関する業務方法書(以下「業務方法書」といいます。)第○条の規定に基づき、あらかじめ本業務方法書等の内容を確認及び了承のうえ、○○○○○○(以下「本清算参加者」といいます。)を経由して、この保証書(以下「本保証書」といいます。)を貴社に提出します。

なお、本保証書において使用する用語は、本保証書に別段の定めがある場合を除くほか、業務方法書において使用される用語の例によるものとします。

1. 当法人は、本清算参加者の親会社等に該当します。

2. 当法人は、貴社に対し、貴社の○○○○○○清算資格に係る清算業務に関する本清算参加者の貴社に対する現在又は将来の一切の債務(本清算参加者を当事者とする清算約定に係る債務、本清算参加者について貴社が破綻等を認定した場合における補償債務を含みますが、これらに限られません。)を、本清算参加者と連帯して保証します。

3. 当法人は、貴社が、業務方法書第21条の規定(同条が業務方法書の定めるところにより変更された場合には、当該変更後の条項)により、当法人に関する事項に関し、本清算参加者に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査をする場合には、本清算参加者による報告若しくは資料の提出又は貴社による監査

に協力します。

4. 本保証書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

5. 当法人は、本保証書に関して、貴社及び当法人の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以　上

別紙様式２

エネルギー先物等清算受託契約書

　　（以下「甲」という。）及び　　（以下「乙」という。）は、乙の委託に基づき甲が行う商品清算取引に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の商品取引債務引受業に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）その他の規則において定めるところによるものとする。

（商品清算取引の対象取引）

第１条　本契約において対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社東京商品取引所のエネルギー市場及び中京石油市場における取引とする。

（指定清算参加者としての指定）

第２条　乙は、対象取引について、常に商品清算取引の委託先とする清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）として甲を任意に指定することができるものとする。この場合において、甲はクリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対し、あらかじめ届出を行うもの（指定市場開設者の承認が必要な場合は、承認を受けるもの）とする。

（指定を受けた場合の未決済約定の引継ぎ）

第３条　甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したとき、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のもの（清算約定に係るものに限る。）を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

２　甲は、乙がその有するエネルギー先物等清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

（指定を変更した場合等の未決済約定の引継ぎ）

第４条　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を指定市場開設者の定めるところにより他の清算参加者に変更したと

きは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙がクリアリング機構のエネルギー先物等清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、乙に引き継ぐものとする。

（商品清算取引の成立）

第 5 条　甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における商品清算取引については、乙が甲を代理して当該取引を成立させるものとする。

2　前項の場合において、対象取引に係る商品清算取引の委託については、指定市場開設者が定めるところにより乙が取引を行ったときに、乙から甲に対し商品清算取引の委託の申込みが行われ、かつ、甲は商品清算取引の受託をしたものとみなす。

（商品清算取引口座）

第 6 条　乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る取引証拠金、値洗いのために授受する金銭（約定差金及び帳入差金に相当する金銭をいう。）、その他授受する有価証券等及び金銭は、すべて乙が甲に設定する商品清算取引口座において処理するものとする。

（期限の利益の喪失）

第 7 条　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1)　支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2)　手形交換所又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(3)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競

売手続の開始があったとき。

(5)　外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

2　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

(1)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき(クリアリング機構の業務方法書第30条第2項に規定する措置に乙が従わなかったことによるものを除く。)。

(2)　乙の甲に対する債務(対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

第 8 条　前条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は指定市場開設者の定めるところにより、当該指定市場開設者に対し、乙のすべての対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものにつき、整理を行いたい又は甲が指定する清算参加者に整理を行わせたい旨を申し出ることができる。

2　甲は前項の申出を行ったときは、直ちに、その旨をクリアリング機構に報告しなければならない。

3　第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、乙の現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行った結果、甲又は甲が指定する清算参加者が損失を生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

4　第1項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたときは、甲は当該処分を行った指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに、乙は当該処分及び処分を行った指定市場開設者の定めるところに従うものとする。

(甲に増担保等措置が行われた場合の対応)

第 9 条　乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引についてクリアリング機構の業務方法書第 30 条第 2 項に規定する措置を甲が乙に対して実施したとき

は、乙は当該措置に従わなければならない。

（甲にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における転売又は買戻し等）

第10条　甲は、乙が正当な理由なく前条に定める措置に従わないことによって、クリアリング機構の業務方法書に基づくポジション保有状況の改善指示（以下この条において「改善指示」という。）を受けた場合には、乙に対して、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

2　甲は、改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお改善指示に適合できない場合で、かつ、乙に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、乙がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。

3　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（清算参加者の決済不履行の場合における措置等）

第11条　甲は、乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引について、クリアリング機構の業務方法書第79条第1項に規定する期限前終了割当建玉に指定された場合には、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。

2　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（差引金額）

第 12 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず、甲はいつでも相殺することができる。

2　前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。

3　前 2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

（充用有価証券等の処分）

第 13 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る商品清算取引に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金として差し入れている充用有価証券等（クリアリング機構の取引証拠金等に関する規則第 12 条に定める充用有価証券等をいう。）を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

（占有物の処分）

第 14 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

（弁済等充当の順序）

第 15 条　債務の弁済又は第 12 条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

（遅延損害金の支払）

第16条　乙が対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る甲に対する債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日までに、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第17条　乙は甲に対して有する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

（本契約の解約）

第18条　本契約は甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2　前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から○か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3　前2項の規定によるほか、甲は、乙が第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

4　前3項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第1項による解約の場合は解約しようとする日の3日前（休業日を除外する。）までの日、第2項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日（休業日にあたる日は、順次繰り上げる。）までに当該届出を行うものとする。

5　本契約の解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引（第8条第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）が行われた場合及び同条第4項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

6　第1項から第3項までの規定にかかわらず、甲が第4項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

（特例解約）

第19条　前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から本契約を解約するこ

とができる旨の条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合において、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。

2　前項の規定による本契約の解約(以下「特例解約」という。)をしようとする場合には、甲は、乙に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までにクリアリング機構に対し届出を行うものとする。

3　特例解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引(特例解約に係る転売又は買戻しを含む。)に関しては、引き続き本契約を適用する。

4　前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。

5　第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

(当月限建玉の決済等の特約)

第20条　甲と乙は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から、次に掲げる事項について特約を定めるものとする。

(1)　甲の指定する日時までに、乙の有する当月限建玉にかかる受渡しの有無、受渡品の調達状況等必要な事項を甲に対して遅滞なく報告すること

(2)　受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券等、または買付けに係る総取引金額を差し入れる日時

(3)　対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る数量の限度

2　前項の規定にかかわらず、甲と乙は乙の有する当月限建玉について受渡を行わない旨又は乙の有する建玉についてあらかじめ定める日までに転売若しくは買戻しにより決済を行う旨の特約を定めることができる。

3　乙が前2項の規定に定める特約に違反したときは、甲は乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを決済するため、当該未決済の清算約定に関する建玉を乙の計算において、転売若しくは買戻しにより任意に処分する又は甲が指定する指定市場開設者の会員等に引き継ぐことができる。

4　第8条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

（報告）

第21条　乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

2　乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由を生じたとき、又は、指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたとき（本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関係のあるものに限る。）は、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

（乙の義務）

第22条　乙は、乙又は乙に係る清算取次者が差換預託をしているときはその旨を甲に対し通知するとともに、クリアリング機構が定める取引証拠金等に関する規則に基づき必要な事項を甲に通知しなければならない。

（秘密保持）

第23条　甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

（届出事項の変更届出）

第24条　乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

（免責事項）

第25条　天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2　前項の事由による担保物の紛失、滅失、毀損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3　甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

（通知の効力）
第 26 条　乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

（電磁的方法による報告等）
第 27 条　乙は、第 21 条第 2 項の規定による書面による報告又は第 24 条の規定による書面（印章又は署名鑑の変更にかかるものを除く。）による届出に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

（適用法）
第 28 条　本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

（合意管轄）
第 29 条　本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する訴訟については、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（ギブアップに係る契約の締結の承諾）
第 30 条　乙がギブアップに係る契約を締結する場合には、乙はその都度あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
2　乙は、ギブアップに係る契約について解約があったときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその 1 通を所持する。

年　　月　　日

住　　所

甲(エネルギー先物等清算参加者)　商号又は名称

代　表　者　　印

住　　所

乙(エネルギー先物等非清算参加者)商号又は名称

代　表　者　　印

(注 1)　第 18 条第 2 項中「○か月」の部分については、甲と乙の合意により、1 か月以上の月数を記入するものとする。

(注 2)　第 19 条については、同条第 1 項に規定する債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

(注 3)　第 29 条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。

別紙様式３

堂島農産物先物等清算受託契約書

○○○(以下「甲」という。)及び○○○(以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う商品清算取引に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の商品取引債務引受業に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)その他の規則において定めるところによるものとする。

(商品清算取引の対象取引)

第１条　本契約において対象となる取引(以下「対象取引」という。)は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社堂島取引所の農産物市場における取引とする。

(指定清算参加者としての指定)

第２条　乙は、対象取引について、常に商品清算取引の委託先とする清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)として甲を任意に指定することができるものとする。この場合において、甲はクリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対し、あらかじめ届出を行うもの(指定市場開設者の承認が必要な場合は、承認を受けるもの)とする。

(指定を受けた場合の未決済約定の引継ぎ)

第３条　甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したとき、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

２　甲は、乙がその有する堂島農産物先物等清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

(指定を変更した場合等の未決済約定の引継ぎ)

第４条　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を指定市場開設者の定めるところにより他の清算参加者に変更したときは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済の

ものを、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙がクリアリング機構の堂島農産物先物等清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、乙に引き継ぐものとする。

（商品清算取引の成立）

第 5 条　甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における商品清算取引については、乙が甲を代理して当該取引を成立させるものとする。

2　前項の場合において、対象取引に係る商品清算取引の委託については、指定市場開設者が定めるところにより乙が取引を行ったときに、乙から甲に対し商品清算取引の委託の申込みが行われ、かつ、甲は商品清算取引の受託をしたものとみなす。

（商品清算取引口座）

第 6 条　乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る取引証拠金、値洗いのために授受する金銭（約定差金及び帳入差金に相当する金銭をいう。）、その他授受する有価証券等及び金銭は、すべて乙が甲に設定する商品清算取引口座において処理するものとする。

（期限の利益の喪失）

第 7 条　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1)　支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2)　手形交換所又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(3)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

(5)　外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

2　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

(1)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき(クリアリング機構の業務方法書第30条第2項に規定する措置に乙が従わなかったことによるものを除く。)。

(2)　乙の甲に対する債務(対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

第 8 条　前条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は指定市場開設者の定めるところにより、当該指定市場開設者に対し、乙のすべての対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものにつき、整理を行いたい又は甲が指定する清算参加者に整理を行わせたい旨を申し出ることができる。

2　甲は前項の申出を行ったときは、直ちに、その旨をクリアリング機構に報告しなければならない。

3　第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、乙の現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行った結果、甲又は甲が指定する清算参加者が損失を生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

4　第1項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたときは、甲は当該処分を行った指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに、乙は当該処分及び処分を行った指定市場開設者の定めるところに従うものとする。

(甲に増担保等措置が行われた場合の対応)

第 9 条　乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引についてクリアリング機構の業務方法書第 30 条第 2 項に規定する措置を甲が乙に対して実施したときは、乙は当該措置に従わなければならない。

（甲にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における転売又は買戻し等）

第10条　甲は、乙が正当な理由なく前条に定める措置に従わないことによって、クリアリング機構の業務方法書に基づくポジション保有状況の改善指示（以下この条において「改善指示」という。）を受けた場合には、乙に対して、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

2　甲は、改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお改善指示に適合できない場合で、かつ、乙に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、乙がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。

3　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（清算参加者の決済不履行の場合における措置等）

第11条　甲は、乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引について、クリアリング機構の業務方法書第79条第1項に規定する期限前終了割当建玉に指定された場合には、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。

2　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（差引金額）

第 12 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず、甲はいつでも相殺することができる。

2　前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。

3　前 2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

（充用有価証券等の処分）

第 13 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る商品清算取引に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金として差し入れている充用有価証券等（クリアリング機構の取引証拠金等に関する規則第 12 条に定める充用有価証券等をいう。）を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

（占有物の処分）

第 14 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

（弁済等充当の順序）

第 15 条　債務の弁済又は第 12 条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

（遅延損害金の支払）

第 16 条　乙が対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る甲に対す

る債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日までに、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第 17 条　乙は甲に対して有する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

（本契約の解約）

第 18 条　本契約は甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2　前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から○か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3　前 2 項の規定によるほか、甲は、乙が第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

4　前 3 項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第 1 項による解約の場合は解約しようとする日の 3 日前（休業日を除外する。）までの日、第 2 項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日（休業日にあたる日は、順次繰り上げる。）までに当該届出を行うものとする。

5　本契約の解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引（第 8 条第 1 項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）が行われた場合及び同条第 4 項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

6　第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、甲が第 4 項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

（特例解約）

第 19 条　前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる旨の条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合におい

て、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。

2　前項の規定による本契約の解約(以下「特例解約」という。)をしようとする場合には、甲は、乙に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までにクリアリング機構に対し届出を行うものとする。

3　特例解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引(特例解約に係る転売又は買戻しを含む。)に関しては、引き続き本契約を適用する。

4　前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。

5　第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

(当月限建玉の決済等の特約)

第20条　甲と乙は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から、次に掲げる事項について特約を定めるものとする。

(1)　甲の指定する日時までに、乙の有する当月限建玉にかかる受渡しの有無、受渡品の調達状況等必要な事項を甲に対して遅滞なく報告すること

(2)　受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券等、または買付けに係る総取引金額を差し入れる日時

(3)　対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る数量の限度

2　前項の規定にかかわらず、甲と乙は乙の有する当月限建玉について受渡を行わない旨又は乙の有する建玉についてあらかじめ定める日までに転売若しくは買戻しにより決済を行う旨の特約を定めることができる。

3　乙が前2項の規定に定める特約に違反したときは、甲は乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを決済するため、当該未決済の清算約定に関する建玉を乙の計算において、転売若しくは買戻しにより任意に処分する又は甲が指定する指定市場開設者の会員等に引き継ぐことができる。

4　第8条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(報告)

第21条　乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

2　乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由を生じたとき、又は、指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたとき(本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関係のあるものに限る。)は、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

(乙の義務)

第22条　乙は、乙又は乙に係る清算取次者が差換預託をしているときはその旨を甲に対し通知するとともに、クリアリング機構が定める取引証拠金等に関する規則に基づき必要な事項を甲に通知しなければならない。

(秘密保持)

第23条　甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

(届出事項の変更届出)

第24条　乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

第25条　天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2　前項の事由による担保物の紛失、滅失、毀損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3　甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第 26 条　乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

（電磁的方法による報告等）

第 27 条　乙は、第 21 条第 2 項の規定による書面による報告又は第 24 条の規定による書面（印章又は署名鑑の変更にかかるものを除く。）による届出に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

（適用法）

第 28 条　本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

（合意管轄）

第 29 条　本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する訴訟については、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（ギブアップに係る契約の締結の承諾）

第 30 条　乙がギブアップに係る契約を締結する場合には、乙はその都度あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

2　乙は、ギブアップに係る契約について解約があったときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその 1 通を所持する。

年　　月　　日

住　　所

甲（堂島農産物先物等清算参加者）　商号又は名称

代　表　者　　印

住　　所

乙（堂島農産物先物等非清算参加者）商号又は名称

代　表　者　　印

（注 1）　第 18 条第 2 項中「○か月」の部分については、甲と乙の合意により、1 か月以上の月数を記入するものとする。

（注 2）　第 19 条については、同条第 1 項に規定する債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

（注 3）　第 29 条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。

別紙様式４

堂島砂糖先物等清算受託契約書

○○○(以下「甲」という。)及び○○○(以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う商品清算取引に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の商品取引債務引受業に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)その他の規則において定めるところによるものとする。

(商品清算取引の対象取引)

第１条　本契約において対象となる取引(以下「対象取引」という。)は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社堂島取引所の砂糖市場における取引とする。

(指定清算参加者としての指定)

第２条　乙は、対象取引について、常に商品清算取引の委託先とする清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)として甲を任意に指定することができるものとする。この場合において、甲はクリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対し、あらかじめ届出を行うもの(指定市場開設者の承認が必要な場合は、承認を受けるもの)とする。

(指定を受けた場合の未決済約定の引継ぎ)

第３条　甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したとき、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

２　甲は、乙がその有する堂島砂糖先物等清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

(指定を変更した場合等の未決済約定の引継ぎ)

第４条　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を指定市場開設者の定めるところにより他の清算参加者に変更したときは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済の

ものを、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙がクリアリング機構の堂島砂糖先物等清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、乙に引き継ぐものとする。

（商品清算取引の成立）

第 5 条　甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における商品清算取引については、乙が甲を代理して当該取引を成立させるものとする。

2　前項の場合において、対象取引に係る商品清算取引の委託については、指定市場開設者が定めるところにより乙が取引を行ったときに、乙から甲に対し商品清算取引の委託の申込みが行われ、かつ、甲は商品清算取引の受託をしたものとみなす。

（商品清算取引口座）

第 6 条　乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る取引証拠金、値洗いのために授受する金銭（約定差金及び帳入差金に相当する金銭をいう。）、その他授受する有価証券等及び金銭は、すべて乙が甲に設定する商品清算取引口座において処理するものとする。

（期限の利益の喪失）

第 7 条　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1)　支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2)　手形交換所又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(3)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

(5)　外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

2　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

(1)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき(クリアリング機構の業務方法書第30条第2項に規定する措置に乙が従わなかったことによるものを除く。)。

(2)　乙の甲に対する債務(対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

第 8 条　前条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は指定市場開設者の定めるところにより、当該指定市場開設者に対し、乙のすべての対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものにつき、整理を行いたい又は甲が指定する清算参加者に整理を行わせたい旨を申し出ることができる。

2　甲は前項の申出を行ったときは、直ちに、その旨をクリアリング機構に報告しなければならない。

3　第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、乙の現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行った結果、甲又は甲が指定する清算参加者が損失を生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

4　第1項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたときは、甲は当該処分を行った指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに、乙は当該処分及び処分を行った指定市場開設者の定めるところに従うものとする。

(甲に増担保等措置が行われた場合の対応)

第 9 条　乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引についてクリアリング機構の業務方法書第 30 条第 2 項に規定する措置を甲が乙に対して実施したときは、乙は当該措置に従わなければならない。

（甲にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における転売又は買戻し等）

第10条　甲は、乙が正当な理由なく前条に定める措置に従わないことによって、クリアリング機構の業務方法書に基づくポジション保有状況の改善指示（以下この条において「改善指示」という。）を受けた場合には、乙に対して、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

2　甲は、改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお改善指示に適合できない場合で、かつ、乙に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、乙がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。

3　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（清算参加者の決済不履行の場合における措置等）

第11条　甲は、乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引について、クリアリング機構の業務方法書第79条第1項に規定する期限前終了割当建玉に指定された場合には、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。

2　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（差引金額）

第 12 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず、甲はいつでも相殺することができる。

2　前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。

3　前 2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

（充用有価証券等の処分）

第 13 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る商品清算取引に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金として差し入れている充用有価証券等（クリアリング機構の取引証拠金等に関する規則第 12 条に定める充用有価証券等をいう。）を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

（占有物の処分）

第 14 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

（弁済等充当の順序）

第 15 条　債務の弁済又は第 12 条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

（遅延損害金の支払）

第 16 条　乙が対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る甲に対す

る債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日までに、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第 17 条　乙は甲に対して有する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

（本契約の解約）

第 18 条　本契約は甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2　前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から○か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3　前 2 項の規定によるほか、甲は、乙が第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

4　前 3 項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第 1 項による解約の場合は解約しようとする日の 3 日前（休業日を除外する。）までの日、第 2 項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日（休業日にあたる日は、順次繰り上げる。）までに当該届出を行うものとする。

5　本契約の解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引（第 8 条第 1 項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）が行われた場合及び同条第 4 項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

6　第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、甲が第 4 項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

（特例解約）

第 19 条　前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる旨の条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合におい

て、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。

2　前項の規定による本契約の解約(以下「特例解約」という。)をしようとする場合には、甲は、乙に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までにクリアリング機構に対し届出を行うものとする。

3　特例解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引(特例解約に係る転売又は買戻しを含む。)に関しては、引き続き本契約を適用する。

4　前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。

5　第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

(当月限建玉の決済等の特約)

第20条　甲と乙は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から、次に掲げる事項について特約を定めるものとする。

(1)　甲の指定する日時までに、乙の有する当月限建玉にかかる受渡しの有無、受渡品の調達状況等必要な事項を甲に対して遅滞なく報告すること

(2)　受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券等、または買付けに係る総取引金額を差し入れる日時

(3)　対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る数量の限度

2　前項の規定にかかわらず、甲と乙は乙の有する当月限建玉について受渡を行わない旨又は乙の有する建玉についてあらかじめ定める日までに転売若しくは買戻しにより決済を行う旨の特約を定めることができる。

3　乙が前2項の規定に定める特約に違反したときは、甲は乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを決済するため、当該未決済の清算約定に関する建玉を乙の計算において、転売若しくは買戻しにより任意に処分する又は甲が指定する指定市場開設者の会員等に引き継ぐことができる。

4　第8条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(報告)

第21条　乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

2　乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由を生じたとき、又は、指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたとき(本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関係のあるものに限る。)は、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

(乙の義務)

第22条　乙は、乙又は乙に係る清算取次者が差換預託をしているときはその旨を甲に対し通知するとともに、クリアリング機構が定める取引証拠金等に関する規則に基づき必要な事項を甲に通知しなければならない。

(秘密保持)

第23条　甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

(届出事項の変更届出)

第24条　乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

第25条　天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2　前項の事由による担保物の紛失、滅失、毀損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3　甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第 26 条　乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

（電磁的方法による報告等）

第 27 条　乙は、第 21 条第 2 項の規定による書面による報告又は第 24 条の規定による書面（印章又は署名鑑の変更にかかるものを除く。）による届出に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

（適用法）

第 28 条　本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

（合意管轄）

第 29 条　本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する訴訟については、甲の本店又は○○支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（ギブアップに係る契約の締結の承諾）

第 30 条　乙がギブアップに係る契約を締結する場合には、乙はその都度あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

2　乙は、ギブアップに係る契約について解約があったときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその 1 通を所持する。

年　　月　　日

住　　所

甲（堂島砂糖先物等清算参加者）　商号又は名称

代　表　者　　印

住　　所

乙（堂島砂糖先物等非清算参加者）商号又は名称

代　表　者　　印

（注 1）　第 18 条第 2 項中「○か月」の部分については、甲と乙の合意により、1 か月以上の月数を記入するものとする。

（注 2）　第 19 条については、同条第 1 項に規定する債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

（注 3）　第 29 条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。

別紙様式５

堂島貴金属先物等清算受託契約書

○○○(以下「甲」という。)及び○○○(以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う商品清算取引に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の商品取引債務引受業に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)その他の規則において定めるところによるものとする。

(商品清算取引の対象取引)

第１条　本契約において対象となる取引(以下「対象取引」という。)は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社堂島取引所の貴金属市場における取引とする。

(指定清算参加者としての指定)

第２条　乙は、対象取引について、常に商品清算取引の委託先とする清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)として甲を任意に指定することができるものとする。この場合において、甲はクリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対し、あらかじめ届出を行うもの(指定市場開設者の承認が必要な場合は、承認を受けるもの)とする。

(指定を受けた場合の未決済約定の引継ぎ)

第３条　甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したとき、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

２　甲は、乙がその有する堂島貴金属先物等清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

(指定を変更した場合等の未決済約定の引継ぎ)

第４条　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を指定市場開設者の定めるところにより他の清算参加者に変更したときは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済の

ものを、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2　甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙がクリアリング機構の堂島貴金属先物等清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、乙に引き継ぐものとする。

（商品清算取引の成立）

第 5 条　甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における商品清算取引については、乙が甲を代理して当該取引を成立させるものとする。

2　前項の場合において、対象取引に係る商品清算取引の委託については、指定市場開設者が定めるところにより乙が取引を行ったときに、乙から甲に対し商品清算取引の委託の申込みが行われ、かつ、甲は商品清算取引の受託をしたものとみなす。

（商品清算取引口座）

第 6 条　乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る取引証拠金、値洗いのために授受する金銭（約定差金及び帳入差金に相当する金銭をいう。）、その他授受する有価証券等及び金銭は、すべて乙が甲に設定する商品清算取引口座において処理するものとする。

（期限の利益の喪失）

第 7 条　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1)　支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2)　手形交換所又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(3)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競

売手続の開始があったとき。

(5)　外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

2　乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

(1)　乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき(クリアリング機構の業務方法書第30条第2項に規定する措置に乙が従わなかったことによるものを除く。)。

(2)　乙の甲に対する債務(対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

第 8 条　前条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は指定市場開設者の定めるところにより、当該指定市場開設者に対し、乙のすべての対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものにつき、整理を行いたい又は甲が指定する清算参加者に整理を行わせたい旨を申し出ることができる。

2　甲は前項の申出を行ったときは、直ちに、その旨をクリアリング機構に報告しなければならない。

3　第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、乙の現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行った結果、甲又は甲が指定する清算参加者が損失を生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

4　第1項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたときは、甲は当該処分を行った指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに、乙は当該処分及び処分を行った指定市場開設者の定めるところに従うものとする。

(甲に増担保等措置が行われた場合の対応)

第 9 条　乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引についてクリアリング機構

の業務方法書第 30 条第 2 項に規定する措置を甲が乙に対して実施したときは、乙は当該措置に従わなければならない。

(甲にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における転売又は買戻し等)

第 10 条　甲は、乙が正当な理由なく前条に定める措置に従わないことによって、クリアリング機構の業務方法書に基づくポジション保有状況の改善指示(以下この条において「改善指示」という。)を受けた場合には、乙に対して、乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

2　甲は、改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお改善指示に適合できない場合で、かつ、乙に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、乙がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行うことができる。

3　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

(清算参加者の決済不履行の場合における措置等)

第 11 条　甲は、乙の商品清算取引の委託に基づく対象取引について、クリアリング機構の業務方法書第 79 条第 1 項に規定する期限前終了割当建玉に指定された場合には、乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行うことができる。

2　甲が前項の規定に基づき同項の転売又は買戻し(これらの委託を含む。)を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（差引金額）

第 12 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず、甲はいつでも相殺することができる。

2　前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。

3　前 2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

（充用有価証券等の処分）

第 13 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る商品清算取引に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金として差し入れている充用有価証券等（クリアリング機構の取引証拠金等に関する規則第 12 条に定める充用有価証券等をいう。）を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

（占有物の処分）

第 14 条　第 7 条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

（弁済等充当の順序）

第 15 条　債務の弁済又は第 12 条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

（遅延損害金の支払）

第16条　乙が対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る甲に対する債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日までに、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第17条　乙は甲に対して有する対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

（本契約の解約）

第18条　本契約は甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2　前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から○か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3　前2項の規定によるほか、甲は、乙が第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

4　前3項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対し、乙は指定市場開設者に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第1項による解約の場合は解約しようとする日の3日前（休業日を除外する。）までの日、第2項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日（休業日にあたる日は、順次繰り上げる。）までに当該届出を行うものとする。

5　本契約の解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引（第8条第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）が行われた場合及び同条第4項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い現物先物取引及び現金決済先物取引に係る転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

6　第1項から第3項までの規定にかかわらず、甲が第4項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

（特例解約）

第19条　前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる旨の条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合において、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。

2　前項の規定による本契約の解約(以下「特例解約」という。)をしようとする場合には、甲は、乙に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までにクリアリング機構に対し届出を行うものとする。

3　特例解約までに成立した対象取引に係る商品清算取引(特例解約に係る転売又は買戻しを含む。)に関しては、引き続き本契約を適用する。

4　前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。

5　第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

(当月限建玉の決済等の特約)

第20条　甲と乙は、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から、次に掲げる事項について特約を定めるものとする。

(1)　甲の指定する日時までに、乙の有する当月限建玉にかかる受渡しの有無、受渡品の調達状況等必要な事項を甲に対して遅滞なく報告すること

(2)　受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券等、または買付けに係る総取引金額を差し入れる日時

(3)　対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に係る数量の限度

2　前項の規定にかかわらず、甲と乙は乙の有する当月限建玉について受渡を行わない旨又は乙の有する建玉についてあらかじめ定める日までに転売若しくは買戻しにより決済を行う旨の特約を定めることができる。

3　乙が前2項の規定に定める特約に違反したときは、甲は乙の対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを決済するため、当該未決済の清算約定に関する建玉を乙の計算において、転売若しくは買戻しにより任意に処分する又は甲が指定する指定市場開設者の会員等に引き継ぐことができる。

4　第 8 条第 3 項の規定は、前項の場合において準用する。

（報告）

第 21 条　乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

2　乙は、第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかの事由を生じたとき、又は、指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたとき（本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関係のあるものに限る。）は、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

（乙の義務）

第 22 条　乙は、乙又は乙に係る清算取次者が差換預託をしているときはその旨を甲に対し通知するとともに、クリアリング機構が定める取引証拠金等に関する規則に基づき必要な事項を甲に通知しなければならない。

（秘密保持）

第 23 条　甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

（届出事項の変更届出）

第 24 条　乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

（免責事項）

第 25 条　天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2　前項の事由による担保物の紛失、滅失、毀損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3　甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害に

ついては甲はその責を負わないものとする。

（通知の効力）
第 26 条　乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

（電磁的方法による報告等）
第 27 条　乙は、第 21 条第 2 項の規定による書面による報告又は第 24 条の規定による書面（印章又は署名鑑の変更にかかるものを除く。）による届出に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

（適用法）
第 28 条　本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

（合意管轄）
第 29 条　本契約に基づく対象取引に係る商品清算取引の委託に基づく取引に関する訴訟については、甲の本店又は○○支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（ギブアップに係る契約の締結の承諾）
第 30 条　乙がギブアップに係る契約を締結する場合には、乙はその都度あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
2　乙は、ギブアップに係る契約について解約があったときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその 1 通を所持する。

年　　月　　日

住　　所
甲(堂島貴金属先物等清算参加者)　商号又は名称
代　表　者　　印

住　　所
乙(堂島貴金属先物等非清算参加者)商号又は名称
代　表　者　　印

(注 1)　第 18 条第 2 項中「○か月」の部分については、甲と乙の合意により、1 か月以上の月数を記入するものとする。
(注 2)　第 19 条については、同条第 1 項に規定する債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。
(注 3)　第 29 条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。

別表第 1

充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表

1　業務方法書第 68 条第 5 項及び第 6 項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1)　国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 f　残存期間 30 年超のもの

			100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(2) 変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 98

			e　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 98 f　残存期間 30 年超のもの 100 分の 98 (4)　分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 f　残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を	当該売買参考統計値のうち平均値	(1)　残存期間 1 年以内のもの

金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	発表するもの		100分の99 (2)　残存期間1年超5年以内のもの 100分の98
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3)　残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4)　残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5)　残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6)　残存期間30年超のもの 100分の92
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1)　残存期間1年以内のもの 100分の94 (2)　残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3)　残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4)　残存期間10年超20年以内のもの

			100 分の 89 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 88
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 90 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 88 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 86 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 82 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 79 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 77
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 92

			(2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 90 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 89 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 86 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 83 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 80
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 92 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 90 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 86

			(5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 83 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 82
地方債証券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 95 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 95
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注 4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のも

社債券（新株予約権付社債券を除く。）（注3）（注4）			の 100分の99
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	(3)　残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4)　残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5)　残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6)　残存期間30年超のもの 100分の94
円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1)　残存期間1年以内のもの 100分の99 (2)　残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	(3)　残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4)　残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 (5)　残存期間20年超30年以内の

			もの 100 分の 98 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 98
株券 優先出資証券 外国株預託証券 外国投資信託の受益証券 外国投資証券 受益証券発行信託の受益証券 外国受益証券発行信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注 2)	100 分の 70
投資信託の受益証券 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注 2)	

(注)

1. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当社が定める順位により選択した金融商品取引所とする。
2. 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。
3. 発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。
4. 特殊債券(政府保証債券を除く。)、社債券(新株予約権付社債券を除く。)及び円貨建外国債券(金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券を除く。)については、適格格付機関(法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号)第 116 条の 3 第 2 項に規定する特定関係法人をいう。)から取得している格付が全て A 格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。

2　前項の規定における当社が定める順位は、第一順位は、当該預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該預託日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各金融商品取引所の定める普通取引をいう。)に係るものに限る。)の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

3　国債証券の預託は、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により行うものとする。

4　次の各号に掲げる有価証券の預託は、保管振替機構に設けられた当社名義の口座への振替により行うものとする。

(1)　株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)

(2)　投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの。

5　当社は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の清算参加者に委託し、当該委託を受けた清算参加者は保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた清算参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。

(1)　内国法人の発行する株券に係る特別株主管理事務委託状況の報告

(2)　優先出資証券に係る特別優先出資者管理事務委託状況の報告

(3)　投資信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

(4)　投資証券に係る特別投資主管理事務委託状況の報告

(5)　受益証券発行信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

6　第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日から、当該株券及び当該株券(当該外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、充用有価証券から除外する。

(1)　当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により金融商品取引所に株券が上場されている会社(以下「上場会社」という。)の完全子会社となる場合

(2)　当該株券の発行者が上場会社に吸収合併される場合

(3)　その他当該株券が上場廃止となる場合であって当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

7　前項の規定は、債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。